# ○建設工事等競争入札心得

（目的）

第１　この心得は、八峰町が発注する建設工事、製造、建設コンサルタント等（以下「建設工事等」という。）の請負又は委託契約に係る競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めたものであり、この内容を十分承知の上、入札に参加してください。

　（法令等の遵守）

第２　入札参加者は、地方自治法、同法施行令、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、八峰町財規規則並びにこの心得、入札公告事項、指名競争入札執行通知書、現場説明事項及びその他の法令等を遵守しなければならない。

２　入札参加者は、入札に際し、入札執行担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、また、不穏当な言動等により、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に建設工事等を推進するにふさわしい入札参加者としての態度を保持しなければならない。

　（施工条件等の熟知）

第３　入札参加者は、設計図書等の閲覧、現場説明への参加等により、施工条件及び契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。

　（入札への参加者）

第４　次の各号の一に該当する者は、入札に参加することができない。

　　（1）　入札日において、入札参加資格又は指名を取消されている者

　　（2）　正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者

　（入札保証金）

第５　入札参加者は、入札前に見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除される場合がある。

　　（1）　入札参加者が保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

　　（2）　入札参加者が過去2年間の間に町、国（公団等を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これらすべてを誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

２　入札保証金は、入札の終了後直ちに還付するが、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に振り替えることができる。

３　入札保証金には、利子を付さない。

　（入札の辞退）

第６　入札参加者は入札の執行の完了（落札者の決定）に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

２　入札参加者は、入札を辞退するときは、入札執行前にあっては入札辞退届を持参又は郵送により提出し、入札中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を直接提出しなければならない。

　（入札の取り止め等）

第７　入札執行者は、入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

２　入札の執行に際して、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることができる。

　（入札の秩序）

第８　次の各号のいずれかに該当する者は、入札執行の場所から退場させることができる。

　　（1）　私語、放言等をなし、入札の執行を妨げた者

　　（2）　不穏な行動をなす者

　（入札）

第９　入札参加者は、入札書に記名押印の上、指定した日時及び場所において入札書を提出し、又は入札箱へ投入しなければならない。

２　代理人に入札をさせるときは、委任状を提出しなければならない。

３　入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人をすることができない。

４　入札書に記載する金額は、見積もった契約希望金額から消費税相当額を差し引いた金額とする。

　（入札書の書換等の禁止）

第10　入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することができない。

　（無効の入札）

第11　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（1）　入札に参加する資格のない者のした入札

（2）　入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

（3）　同一の入札について2以上の入札をした者の入札

（4）　同一の入札について2人以上の代理人となった者のした入札

（5）　談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

（6）　入札記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で確認ができない入札又は首標　金額を訂正した入札

（7）　委任状を持参しない代理人のした入札

（8）　記名押印を欠く入札

（9）　前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

　（開札）

第12　開札は入札の場所において、入札終了後直ちに入札参加者の立会いの下に行わなければならない。

　（落札者の決定）

第13　建設工事及び製造の請負について、入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によって、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。また、最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とはせず、予定価格の制限範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

　　　　低入札調査基準価格を設定した場合は、最低価格をもって入札した者が調査基準価格を下回った時点で、落札決定を保留し入札会を終了し、後日調査後に落札者を決定する。（参加者全員に結果を通知する）

　　　　なお、建設コンサルタント等については、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2　入札執行者は、落札者を決定したときは、直ちに口頭又は書面により、その旨を落札者に通知する。

　（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第14　入札執行者は、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。この場合には、初めにくじにより落札者を決定するくじを引く順番を決め、その順番で落札者を決定するくじを引かなければならない。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできない。

　（再度の入札）

第15　入札執行者は開札をした場合、落札とすべき入札をした者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において再度の入札は原則1回までとする。

2　前項による再度の入札を行うときは、次の各号のいずれかに該当する者は再度の入札に参加することはできない。

　　（1）　第11第1号から5号までのいずれかに該当し、入札を無効とされた

　　（2）　第11条第9条に該当し、入札を無効とされた者で再度の入札に参加させることが不適当と認められるもの

　　（3）　最低制限価格を設けた入札の場合において、最低制限価格を下回った価格で入札した者

３　第6条及び第7条の規定は、再度の入札の場合に準用する。

（契約保証金）

第16　落札者は、契約書の提出と同時に請負代金額の10分の1以上の金額を保証する次の一に掲げる契約の保証を付さなければならない。ただし、あらかじめ契約担当者が契約保証金を必要としない旨を明示した場合は、この限りではない。

　　（1）　契約保証金の納付

　　（2）　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

　　（3）　銀行等又は保証事業会社の保証

　　（4）　公共工事履行保証証券による保証

　　（5）　履行保証保険契約の締結

（契約書）

第17　契約書又は請書を作成する場合においては、落札者は、契約書等に記名押印し、落札通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならない。ただし、やむを得ない事由により書面をもってその期限の延長を願い出て承認を受けたときは、この限りでない。

２　落札者が前項の期間内に契約を締結しなかった場合は、その落札は効力を失う。

（異議の申立）

第18　入札参加者は、入札後、この心得、契約書、契約事項の各条項、設計書、仕様書、図面又は現場説明事項についての不明点又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他）

第19　入札参加者は、関係法令及び契約者の指導事項を遵守するとともに、契約当事者相互の信頼関係を損なうような行為をしてはならない。

　附　則

　　平成18年3月27日　施行